

結核定期健康診断実施状況報告書

(宛先) 秋田市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	令和 年 月 日(令和 5 年度分)	実施年月	令和 年 月
実施義務者の名称	(代表者名)	連絡先	担当者
			電話
実施義務者の所在地			

	①医療機関		②介護老人保健施設		③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
	職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者		
対象者数 A (非常勤・パートを含む)									
初回胸部エックス線撮影者数 B									
内訳	X線撮影者数 (検診車等にて実施)								
	直接撮影者数 (病院、診療所等にて実施)								
要精密検査者数									
精密検査受検者数									
内訳	直接撮影者数(CT含む)								
	かくたん検査者数								
被発見者数	結核患者								
	結核発病のおそれがあると診断された者								
未受診者数(A-B)									
内訳	退職・休職								
	退学・休学								
	妊娠等								
	受診勧奨中								
	その他※ (理由と人数記載)								

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設 (注1)	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校等	事業所の長	「職員」	
	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

(注1)社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

備考

保健所受付欄